

## ご挨拶

日頃より、本学の教育・研究活動にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

本誌では、平成28年度に予定しておりますFD活動についてお知らせするとともに、平成27年度に実施いたしましたFD活動のご報告をさせていただきます。

本学の教育力向上のため、今後とも一層のご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

自己点検・評価実施委員会 委員長  
磯水 絵



(C) 2016 Eri Takeda (無断転載禁止)

## ■ 平成28年度活動計画 (案)

教員対象FDアンケートにおいて、『組織的FD活動として今後取り組むべき事項』として希望の多かった、『FD講演会』、『公開授業(授業参観)』、『ラーニング・commons、Live Campusの利用方法の説明』に基づき、下記のイベントを予定しています。

### ▶ FD講演会 (※組織的なFDとするために、各種委員会と協働して)

(講演内容例：GPA・ループリック・シラバス・留学生・入試分析・入試制度・ハラスメント・大学評価・ラーニングcommons・Live Campus説明会・学会参加報告会 等)

ご興味のあるテーマを  
募集しています！  
よろしくお願いします。

### ▶ 各種会議等の活動報告

現在教員間で実施されている、教育改革に関するプロジェクト・基礎ゼミ会議・語学会議・学科会議等をFD活動として位置づけることができます。

New!



### ▶ 公開授業

春・秋セメスターの特定期間に、希望される先生方の公開授業を実施する予定です。

## ■ あらためてFDとは？ —10年目の感慨—

FD（ファカルティ・ディベロップメント）とは、「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称」を意味します。2007年4月1日施行の大学設置基準等の改正以降、FD活動の実施が義務化されました。

日本の大学で実施されているFDの取組としては、授業アンケート、研修会、講演会、公開授業、教育方法改善のための授業検討会の開催、教員相互の授業評価等があげられます。

教員が能動的にこの活動に参加していく姿勢が必要です。

### ○先生方のお仕事○

- ◆ 教育
- ◆ 研究
- ◆ FD活動



本学にて、平成27年度に実施したFD活動は下記のとおりです。

- ▶ FD講演会
- ▶ 教員対象FDアンケート
- ▶ 学生の実態・満足度調査
- ▶ 授業アンケート

### ★教育改革に関するプロジェクト（平成25年度より実施）★

↓平成27年度活動状況は下記のとおりです。

- 平成27年7月29日 日本語教員FD
- 平成28年2月17日 英語FD
- 平成28年3月 5日 文学基礎ゼミFD
- 平成28年3月29日 中国語FD

Pickup!!

## ■ 平成27年度FD講演会

本年度は、5回のFD講演会を開きました。

平成27年 5月 9日	<ul style="list-style-type: none"><li>▶平成27年度FD活動について (二松学舎大学 馬淵 裕之 大学改革推進課長)</li><li>▶近年の学生の変化と授業で必要になりうる配慮について (二松学舎大学 奥野 光 学生相談室主査)</li><li>▶ラーニング・コモンズの利用について (二松学舎大学 島田 穂隆 企画・財務課長)</li></ul>
平成27年12月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>▶大学教育学会参加報告 (二松学舎大学 松本 健太郎 先生・張 佩茹 先生)</li></ul>
平成28年 1月21日	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ハラスメントに関する講演① (東京ゆまにて法律事務所 井口 博 弁護士)</li></ul>
平成28年 2月 5日	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ハラスメントに関する講演② (東京ゆまにて法律事務所 横田 由紀子 弁護士)</li></ul>
平成28年 2月16日	<ul style="list-style-type: none"><li>▶障害者差別解消法施行に関する講演 (東京大学 先端科学技術研究センター 近藤 武夫 先生)</li><li>▶本学現状に関する講演 (学校法人河井塾 教育研究開発本部 野吾 教行 氏)</li></ul>

## ご講演の先生方、ご協力ありがとうございました！

次ページに、松本先生、張先生、近藤先生のご講演概要をお写真とともに掲載します。

ご出席できなかった先生方、ご確認ください。



アクティブラーニングは、一方的な知識伝達型講義を聴くという受動的学修を乗り越える意味での、あらゆる能動的学修を指す。中央教育審議会答申における、『学士課程答申』・『質的転換答申』により、国の施策として、単位制に基づく学修の質の充実化が図られている。

本学においても組織的FD活動の一貫として、アクティブラーニングのプロセス・効果の可視化、システム構築等、検討する必要がある。



松本先生



張先生

近年、高等教育機関における障害学生が占める割合が増加傾向にある。特に、発達障害、精神疾患、精神障害の学生が急増している。

発達障害は、乳幼児や児童の問題とされて来たが、その特徴や問題は長期に渡って続くことが多く、進路（就労）指導等においても、大学内外の支援が必要となる。

平成28年4月以降、障害者差別解消法が施行されるに当たり、私立大学では、文部科学省のガイドライン（事業者対応指針）に則り、内規等を検討する必要がある、学内の委員会等（第三者機関・相談窓口）を設置する等の体制整備が急務となる。障害をもつ学生が、自己決定により合理的配慮を求める能力を育てる、という観点からの教育も重要となる。

合理的配慮とは、『必要かつ適当な変更・調整』、『特定の場合において必要』、『均衡を失した・過度の負担を課さない』ものであるが、対応の仕方は様々で、関係者間における合意形成が重要である。



近藤先生

障害者差別解消法に関するご講演では、講演後、「障害をもつ学生ともたない学生との対応のバランスを考慮する必要がある、板書の方法を工夫する必要がある」等様々なご意見をいただきました。

大学の財政事情等とのバランスを踏まえながら、「合理的配慮」を実践していくためにご協力いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

次ページでは、平成27年度に実施した各種アンケートについて紹介いたします。





